

「安全保障関連法案」の慎重な審議を求める意見書

現在、国会で審議されている「安全保障関連法案」は、歴代の自民党政権のもとでも「認められない」とされてきた集団的自衛権行使容認など、法制化に向けて議論が進められている。

政府は、安全保障環境の変化に伴い、わが国及び国際社会の平和及び安全のための切れ目のない体制の整備を目的とする「安全保障関連法案」で、日本の国の「平和」、国民の「安全」を守るとしている。

しかし、マスコミ報道、世論調査や地方公聴会などでも賛否が分かれ、国民には、この法案の必要性や具体的な内容について、理解が得られる十分な説明がされていない状況にある。

そうした中、6月4日に開かれた衆議院の憲法審査会では、3人の憲法学者から同法案は憲法に違反しているという意見が述べられ、憲法と法律の関係などさらに議論が必要な状況になっている。

日本国憲法は、政府の行為によって再び戦争の惨禍がおこることのないようにすることを決意し制定された。それに影響を及ぼす、この重要変更を伴う同法案を、国民の理解なくして進めることがあってはならないと考える。

以上のことから、同法案の成立を急ぐことなく、慎重な議論を尽くし、広く国民に説明責任を果たし、理解が十分に得られるよう慎重な審議を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月24日

島根県雲南市議会